

道州制への移行のための改革基本法案の概要

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。

目標時期：この法律の施行(公布日施行)後7年以内に、道州を設置し、道州制への移行のための改革による新たな体制への移行を開始

第1 基本理念

道州制への移行のための改革は、道州において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう、次の事項を基本として行われるものとする。

- (1) 道州を設置し、その地域の特性に応じた独自性のある施策を展開することができる地方自治制度を確立
- (2) 国が本来果たすべき役割に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲、道州が施策の企画・立案と実施とを一貫して行う体制を確立
- (3) 道州の財政運営における自主性を確保、道州が自主的・自立的に役割を果たせる地方税・財政制度を確立
- (4) 身近な行政はできる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州が補完。市町村につき、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治・地方税・財政制度を確立
- (5) (1)～(4)に伴い、国の行政組織及び事務を簡素かつ合理的なものにする

第2 道州制への移行のための改革の基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州又は市町村への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等、(6)国の行政組織の見直しに関する基本方針を法律に規定

この法律の施行(公布日施行)後2年以内に、政府は、上記(1)～(6)の基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 道州の区域の決定

道州の区域は、道州がその果たすべき役割を適切に遂行するにふさわしい範囲となるよう、併せて社会経済的条件、地理的条件、歴史的条件及び文化的条件を勘案し、法律で定める。その法律案の作成に当たっては、地方公共団体及び住民の意見を反映させるための措置を講ずる。

第4 道州制への移行のための改革推進本部

内閣に、本部長(内閣総理大臣)、副本部長(内閣官房長官及び道州制への移行のための改革担当大臣)及び本部員(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣)をもって組織する本部を置く。また、本部に事務局を置く。